



平成28年1月22日

各 位

会社名 カゴメ 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 寺田 直行  
コード番号 2811 東証・名証第1部  
問合せ先 財務経理部 IRグループ  
部長 河津 佳子  
TEL. 03-5623-8501

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2016年1月22日開催の取締役会において、定款一部変更の件を2016年3月25日開催予定の第72回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

当社は、業務の執行と監督の分離をより一層進め、業務執行における決定の迅速性及び機動性を向上させると同時に業務執行に対する監督機能の強化を図ることで、取締役会として高度な説明責任を果たし、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現させることを目的として、第72回定時株主総会で承認いただくことを条件に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することに致しました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な項目等について、次のとおり定款の変更を行うものであります。

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(変更案第4条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第26条、第31条、第32条、第33条、附則)

- ② 監査等委員会設置会社への移行により、業務の執行と監督の分離を一層進めるため、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。

(変更案第29条)

- ③ 取締役会の招集権者及び議長の定めについて、代表権を要件としないこととし、文言の削除を行うものであります。

(変更案第23条)

- ④ 会社法改正により、責任限定契約を締結できる取締役の範囲が変更となったため、業務を執行しない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できるように致したく、定款の一部を変更するものであります。なお、責任限定に関する定款変更については監査役会において、監査役全員一致による同意を得ております。

(変更案第30条)

## 2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

## 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2016年3月25日

定款変更の効力発生日 2016年3月25日

変更案の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は <u>20 名以内</u>とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 &lt;条文省略&gt;</p> <p>3 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第 18 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は <u>10 名以内</u>とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、7 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を</u>区別して選任する。</p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>4 当社は、会社法第 3 2 9 条第 3 項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p><u>5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任にかかる決議の効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会開始のときまでとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役)</p> <p>第 21 条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって選定する。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会を招集するには会日より 3 日前までに各取締役および各監査役に通知する。ただし、緊急の必要があるときはさらにこれを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集し、その議長となる。 2 当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにかわる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(定員)</p> <p>第 30 条 当社の監査役は 6 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 31 条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第 21 条 当社を代表する取締役は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取締役会の決議をもって選定する。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会を招集するには会日より 3 日前までに各取締役に通知する。ただし、緊急の必要があるときはさらにこれを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、その議長となる。 2 当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにかわる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外に区別して定める。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 29 条 <u>取締役会は、会社法第 3 9 9 条の 1 3 第 6 項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(非業務執行取締役との責任限定契約)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>と会社との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって決する。</u></p>	
<p><u>(補欠監査役の予選の効力)</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>第32条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。</u></p>	
<p><u>(任 期)</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p><u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><u>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p><u>第35条 監査役会を招集するには会日より3日前までに各監査役に通知する。ただし、緊急の必要があるときはさらにこれを短縮することができる。</u></p>	<p><u>第32条 監査等委員会を招集するには会日より3日前までに各監査等委員である取締役<del>に</del>に通知する。ただし、緊急の必要があるときはさらにこれを短縮することができる。</u></p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p><u>第36条 監査役会に関しては、法令または定款に別段の定めがある場合のほか監査役会で定める監査役会規程による。</u></p>	<p><u>第33条 監査等委員会に関しては、法令または定款に別段の定めがある場合のほか監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p><u>(報酬等)</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="156 152 576 185">第 39 条～第 42 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p data-bbox="391 230 497 264">&lt;新設&gt;</p>	<p data-bbox="758 152 1177 185">第 34 条～第 37 条 &lt;条数変更&gt;</p> <p data-bbox="758 230 1326 521"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 附則 第 7 2 回定時株主総会終結前の社 外監査役（社外監査役であった者を 含む。）の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定す る契約については、なお、同定時株 主総会の決議による変更前の定款第 3 8 条の定めるところによる。</p>